

令和 6 年度清掃事業

1 普及啓発

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(平成 5 年 4 月 1 日施行)及び札幌市一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」(平成 30 年 3 月策定)に基づき、ごみ減量・リサイクル並びに環境美化をさらに推し進めるため、令和 6 年度は次の事業に取り組んでいる。

ごみ減量運動の推進

ア ごみ減量実践事業の実施

3 R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる 2 R(リデュース、リユース)に重点的に取り組み、事業者や若年層への働きかけを行うとともに、ごみ減量効果の高い取組を把握するため、実践的な事業を実施している。

令和 6 年度実施内容

- (ア) フードシェアリングサービスの事業拡大支援
- (イ) スクールフードドライブ
- (ウ) 食品ロス ZERO セミナー
- (エ) ごみ減量アイデア・レシピコンテスト
- (オ) 衣類等のリユースイベント・小型家電無料回収
- (カ) ごみ減量ポータルサイト構築

イ 生ごみ堆肥化セミナーの実施及び生ごみ相談窓口の設置

生ごみの堆肥化及び堆肥の使用について、その方法やコツを教える「生ごみ堆肥化セミナー」や「生ごみ堆肥化講師派遣」を実施し、各家庭における生ごみ堆肥化の普及拡大を推進している。また、生ごみの堆肥化方法などの相談に応じる相談窓口を設置している。

ウ 生ごみ堆肥化器材等購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の生ごみ堆肥化器材等の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

エ 電動生ごみ処理機購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の電動生ごみ処理機の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

オ 集団資源回収奨励金制度

市民の自主的なリサイクル活動を促進するため、集団資源回収に取り組んでいる団体(町内会、PTA、子ども会、老人クラブ、マンション管理組合など)が回収する古紙、びん、金属類、布類の 4 品目を対象に、回収量に応じて 4 円/kg(令和 5 年 3 月分まで 3 円/kg)の奨励金を交付している。加えて、平成 27 年回収分からは、平成 26 年分と比較し、全体回収量合計の増加部分に対し 3 円/kg、さらにびん、金属、布の回収量合計の増加部分に対し 7 円/kgの加算金を交付することとしている。なお、令和 4 年は 4,301 団体が集団資源回収を実施し、奨励金の交付を受けている。

また、平成 14 年 4 月より、回収業者に対してもダンボール、布類 4 円/kg、新聞 0 円/kg、その他の品目 1 円/kg の奨励金を交付している。

カ 家庭系古紙の回収

古紙のリサイクルをさらに進めるため、平成 16 年 7 月に各区役所(区民センター)、平成 22 年度には地区センター等 8 か所に市民持込型の古紙回収拠点(古紙回収ボックス)を設けているほか、平成 18 年度からは地域住民管理による回収拠点「エコボックス」の設置を進めている。

また、平成 16 年から民間の古紙関係事業者などへ古紙の持込ができる古紙回収協力店制度を開始した。

平成 18 年 8 月からはコンビニエンスストアの「セイコーマート」でも古紙の受け入れが可能となり、平成 23 年 4 月には一部のスーパーマーケットでダンボールのみを回収するダンボール回収協力店制度を実施し、令和 6 年 10 月 1 日現在で、あわせて市内 556 か所で拠点回収を実施している。

さらに、一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」を平成 23 年 4 月に開始した。

キ 蛍光管拠点回収

リサイクルの推進及び環境負荷低減のため、従来は燃やせないごみとして収集していた蛍光管を、平成 16 年 10 月から家電販売店など回収協力店で回収している。令和 6 年 10 月 1 日現在で、回収協力店は 195 店舗となっている。

ク エコイベントの推進

ごみ減量・リサイクルについての市民意識の向上を図る目的でイベントを実施している。また、イベントから排出される使い捨て容器ごみの減量と参加者の環境意識の醸成を目的として、リユース食器をイベント主催団体に貸し出している。

ケ レジ袋削減や容器包装簡素化に向けた取組の推進

レジ袋有料化をはじめとする事業者の取組を支援し、より一層のレジ袋削減を進めるため、事業者・消費者団体などと協定を締結している。また、レジ袋だけではなく容器包装全体に広げた活動として、市民団体・事業者・関係行政機関で構成する「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」(以下「連絡会」という。)に参加し、容器包装の簡素化について取組を進めている。

連絡会では市役所ロビーにおいてパネル展を実施するとともに、容器包装の簡素化に取組む企業を表彰するなど、容器包装の簡素化について市民に広く紹介する活動を行っている。

コ 「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援

ごみ減量を進めていくために欠かせない、市民・事業者の取組を促進・拡大するため「さっぽろスリムネット(札幌ごみ減量実践活動ネットワーク)」の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の実践活動を促進し、支援している。

サ 小型家電リサイクルの実施

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づき、平成 25 年 10 月から、区役所等の市有施設に設置した回収ボックスで、家庭で不用となった使用済み小型家電の無料回収を行ってきた。令和 4 年 10 月からは、リチウムイオン電池を内蔵した製品をはじめ、小型家電のより安全かつ適切な回収とリサイクルを実施するため、回収場所を対面で回収可能な市有施設 6 か所に集約した。

また、国が認めた事業者(認定事業者)による回収も行われており、無料の回収拠点 21 か所での回収が行われているほか、市内の一部家電販売店や宅配便による有料回収も実施されている。

回収した小型家電は、認定事業者により、有用金属等が取り出され、リサイクルされている。

シ 古着拠点回収

従来燃やせるごみとして収集していた古着を、平成 26 年 10 月から地区リサイクルセンターで無料回収し、主に衣類として再利用しており、平成 27 年 8 月からは、各清掃事務所等も回収拠点となっている。

清掃に関する市民意識の高揚

ア 新たなごみ排出ルールの周知徹底

平成 21 年 7 月からの新ごみルールの導入時には、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に 2,692 回の事前説明会を開催した。新ごみルールスタート後は、出前講座などを活用した市民への周知を図っており、今後もホームページなども活用して、ごみ排出ルールの周知徹底を図っていく。

イ 清掃運動の実施

春・夏・秋の年3回、それぞれの一定期間を定めて全市的に展開する。

いずれも、市民総ぐるみの運動となるよう、市民参加の各種行事などに組み込み実施する。

令和6年度の取組は次のとおり。

(ア) 春の清掃運動(4月7日～5月12日)

(イ) 夏の清掃運動(7月7日～7月26日)

(ウ) 秋の清掃運動(9月22日～10月20日)

ウ ごみゼロの日キャンペーンの実施

5月30日の「ごみゼロの日」に合わせ、「ポイ捨て防止」を呼び掛けるため各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力のもと、各区の繁華街などにおいてキャンペーンを実施する。

ごみゼロの日キャンペーン



エ ポイ捨て等防止条例の指導啓発

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(通称:ポイ捨て等防止条例)が平成17年8月1日(過料適用は10月1日)から施行され、市内全域におけるたばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨ての禁止、飼い犬の糞



散乱等防止指導員による指導啓発

の回収義務付け、喫煙制限区域における歩きタバコ吸い殻入れがそばに設置されていない場合の喫煙が禁止された。このルールに違反した場合には罰則(過料1,000円)が適用されるため、指導啓発を行う散乱等防止指導員が市内を巡回している。

また、この条例の周知を図るため、公共交通機関への広告掲出、街頭ビジョンへの動画配信などの取組を行っている。

オ 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の実施

環境美化・ごみ減量等に取り組むボランティア組織である、クリーンさっぽろ衛生推進協議会との連携により、家庭ごみに関する出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を積極的に開催している。

平成30年度からは、家庭で不用となった「小型家電」・「古着」・「水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計」の3品目を回収しながら、近隣の回収拠点等を紹介し、具体的なごみ減量行動につなげてもらう取組を実施している(令和5年度からは「古着」・「水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計」の2品目を回収)。

令和2年度は、プラスチックごみ削減に向け、令和2年7月1日から、全ての事業者によるレジ袋の有料化に伴い、マイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らないよう呼びかけている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使用済みマスクなどの捨て方について周知している。

令和4年度は、10月から小型家電の回収場所を対面回収が可能な各地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢、市役所本庁舎12階の6か所に統合されることを周知している。

カ スケルトン型ごみ収集車の地域イベント等への参加

内部構造を可視化したスケルトン型ごみ収集車を、子どもの環境教育や各種イベント等で啓発用教材として活用し、車両の特性を生かした効果的なごみ減量やリサイクル推進の啓発を行っている。

キ ごみ分別アプリの配信

家庭で取り組めるごみの減量・資源化のポイントなどの情報を広く市民に周知するため、平成26年度から「ごみ分別アプリ」を配信している。

令和元年度には、集団資源回収を利用しやすい環境を整えるために、資源回収日の登録ができるようにするなどのごみ分別アプリの更新を行った。令和3年度には、筒型乾電池及び加熱式たばこ・電子た

ばこの分別区分の変更に係る更新を行った。

ク 市民向けの各種資料の発行

家庭ごみの減量について市民の理解と協力を得るため、食品ロスを削減するための冷蔵庫整理についてまとめた啓発冊子「日曜日は冷蔵庫をお片づけパンフレット」と、リユースを促進するための家の整理方法とリユースの実践についてまとめた啓発冊子「しまっておくより月イチ・リユースパンフレット」を作成し、出前講座等で配布している。

さらに、小学生を対象に、平成 13 年度から、環境関連の副教材を統一化した「札幌市環境副教材」を 1・2 年生用、3・4 年生用、5・6 年生用の 3 種類作成し、市内全小学生に配布している。この中で、ごみ処理の仕組みなどを分かりやすく紹介している。

札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設として、平成 10 年 10 月、発寒破砕工場に併設して修理施設「リサイクルプラザ発寒工房」を、平成 12 年 8 月末には、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに展示・交流施設「札幌市リサイクルプラザ（リサイクルプラザ宮の沢）」を開設した。

「リサイクルプラザ宮の沢」については、平成 15 年度から管理運営を市民団体に委託し、リユース家具等の展示・提供のほか、講座・教室の開催、ホームページや情報紙の発行等による情報提供を行ってきたが、平成 18 年 4 月からは、地方自治法の一部改正により公の施設の管理に「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、指定管理者による運営となった。

また、平成 16 年度から、旧白石清掃事務所跡地において、リユース家具等を最小限の手直しで格安で販売する「リユース広場」を開催していたが、平成 20 年 9 月末で終了し、新たな「普及啓発の拠点」として、厚別清掃工場跡地に「札幌市リユースプラザ」を新築し、平成 21 年 4 月に開設した。

「リユースプラザ」では、リユース家具等の展示販売のほか、ごみ減量・リサイクルに関する各種教室・講座や市民団体との協働によるエコイベントの開催等を通じた多種多様な普及啓発を行っている。また、資源回収拠点として「厚別地区リサイクルセンター」事業を行っている。

なお、厚別地区の他に、中央、北、西地区リサイクルセンターの計 4 か所で様々な資源物等を回収している。平成 30 年 8 月には回収品目にライターを追加し、合計 22 品目を回収する拠点となった。



リサイクルプラザ発寒工房



リサイクルプラザ宮の沢



厚別地区リサイクルセンター
(リユースプラザ併設)



リユースプラザ

(4) ごみステーションの浄化推進

昭和 46 年度から実施しているごみステーション方式は、現在市内の 58,690 か所（令和 6 年 9 月末日現在）にごみステーションが設置されており市民の日常生活に定着しているが、一方では、排出マナーの悪い一部の市民のため、ごみステーションに常時ごみが排出されるなど、付近の住民が迷惑を被ったり、街の美観を損ねるなどの弊害も生じている。

このため、広報誌（広報さっぽろ等）やチラシ、ステッカーなどを使って排出ルール等を積極的に PR し、ごみステーション方式による収集方法（大型ごみは、平成 9 年 10 月から戸別収集、平成 10 年 1 月から戸別有料収集に変更）の趣旨の徹底を図るとともに、利用者自身による管理、清掃を推進している。

また、平成 6 年度からは、事業系ごみの全量有料化に伴い、事業系ごみが「ごみステーション」に排出されることのないよう、指導を強化している。

更に、カラスによるごみステーション散乱が相次いでいることから、平成 14 年度に、その防止策として、札幌市内約 200 か所のごみステーションを対象に、カラスよけサークルのモニター調査を実施した。その結果が、概ね好評であったことにより、平成 15 年度から、カラスよけサークルの作成方法等を PR している。

現在は、管理器材としてごみ飛散防止ネットとカラスよけサークルの併用、または折りたたみ式箱型器材を勧めている。

(5) ごみステーションに関する規程の見直し

一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」策定のため、平成 19 年 10 月から実施したパブリックコメントや市民意見交換会等では、ごみステーション問題等について多くの意見が寄せられた。

なかでも、ごみステーションを共用している共同住宅と戸建住宅が混在した地区における、ごみ出しマナーをめぐる様々な問題に関する意見が特に多かったことから、ごみステーションに関する規程の全面的な見直しを図り、ごみの排出方法、ごみステーションの清潔保持、共同住宅のごみステーションの設置及び管理について必要な事項を定め良好な居住環境の確保を図ることを目的として、平成 20 年 4 月「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行した。

(6) ごみステーションの管理支援

ごみステーションは利用する市民が協力して管理をすることとしているが、分別を守らないなど不適正排出者への対応は市民だけでは限界があることから、平成 20 年 10 月から、ごみステーションをパトロールし、不適正排出者への個別指導などの業務を行う職員（さっぽろごみパト隊）を各清掃事務所に配置した。令和 6 年度は 118 名体制で業務を行っている。

また、各町内会などごみステーションを管理している団体等を対象として、ごみ飛散防止ネット及びカラスよけサークルの購入助成を平成 20 年 8 月から実施、また、既存共同住宅の所有者等を対象として、平成 21 年 12 月から、箱型ごみステーションの敷地内設置費助成の事業を実施している。

平成 28 年 4 月からは折りたたみ式箱型器材を「札幌市ごみステーション管理器材購入費助成事業」の助成対象器材に追加している。

令和 4 年度からは限度額の見直しを行い、限度額を引き上げた。令和 5 年度からは、箱型ごみステーション敷地内設置費助成のうち、町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合について、助成率と限度額を引き上げた。

さっぽろごみパト隊の活動状況（令和５年度）

月	ステーションパトロール (延べ箇所数)	開封調査	
		開封袋数(袋)	排出者特定(袋)
4月	238,431	957	152
5月	260,163	1,155	167
6月	231,305	1,024	122
7月	224,853	952	134
8月	253,691	1,024	116
9月	226,478	1,105	129
10月	239,547	1,085	718
11月	242,456	1,079	140
12月	226,378	786	107
1月	220,616	539	53
2月	228,474	808	94
3月	221,537	714	92
計	2,813,929	11,228	2,024

ごみステーション管理器材の購入助成状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ごみ飛散防止 ネット(枚)	1,272	1,362	973	886	668
カラスよけ サークル(基)	585	548	353	248	150
折りたたみ式 箱型器材	1,639	2,566	2,201	2,039	1,182
助成金額(円)	27,042,800	38,528,900	31,561,600	55,178,600	36,706,400

ネット...購入価格の２分の１(限度 11,000 円)を助成(令和３年度まで限度 5,000 円)

サークル...購入価格の２分の１(限度 16,000 円)を助成(令和３年度まで限度 7,000 円)

折りたたみ式箱型管理器材...購入価格の２分の１(限度 30,000 円)を助成(令和３年度まで限度 12,000 円)

箱型ごみステーション敷地内設置費助成状況

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
助成金交付件数(件)	721	715	355	440	305
助成金額(円)	8,524,400	8,441,900	4,255,100	16,160,200	12,267,800

箱型・物置型

ア.町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合

...本体価格の４分の３(限度 75,000 円)を助成(令和５年度より)

イ.ア以外の場合

...本体価格の２分の１(限度 50,000 円)を助成(令和３年度まで限度 12,000 円)

一部開放型...本体価格の２分の１(限度 16,000 円)を助成(令和３年度まで限度 7,000 円)

ごみステーション数

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
S T 数	54,356	55,737	56,767	57,674	58,370
増 加 数	1,338	1,381	1,030	907	696

S T：ごみステーション
各年度末の箇所数

ごみステーションの増減内訳及び専用共用区分

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度当初S T数(A)	53,018	54,536	55,737	56,767	57,674
新設(B)	1,197	1,176	994	637	716
分離(C)	599	592	348	577	291
廃止(D)	458	387	312	307	311
年度末S T数 (A+B+C-D)	54,356	55,737	56,767	57,674	58,370
専用S T数	29,072	30,071	30,807	31,528	32,110
共用S T数	25,284	25,666	25,960	26,146	26,260

S T：ごみステーション
S T数、専用S T数、共用S T数は、各年度末の箇所数

2 ごみ処理

(1) 収集計画

ア 作業対象と収集計画量

全 市		作 業 対 象		実施率	収集量	日 量	1人1日当 たり排出量	稼働 日数
人 口	世 帯	人 口	世 帯					
1,968,265人	1,004,350世帯	1,968,265人	1,004,350世帯	100.0%	364,400 t	1,407 t	507 g	259日

※全市人口及び世帯数は令和6年10月1日現在の推計人口。

イ 収集体制

区分	収集計画量 (t)	車 両 体 制			
		市有車 (台)	委託車(台)	計(台)	車 種
燃 や せ る ご み	238,100	71	63	134	8 m ³ パッカー車及びプレス車
燃 や せ な い ご み	12,100	—	11	11	8 m ³ プレス車
びん・缶・ペットボトル	32,900	(71)	34	34	8 m ³ パッカー車
容器包装プラスチック	30,000	—	48	48	8 m ³ プレス車
雑 が み	18,900	—	19	19	8 m ³ パッカー車
枝 ・ 葉 ・ 草	19,900	—	12	12	8 m ³ プレス車
大 型 ご み	11,100	—	13	13	8 m ³ プレス車及び平ボディー車
地 域 清 掃 ご み	1,400	—	6	6	8 m ³ パッカー車、プレス車及び平ボディー車
合 計	364,400	71	206	277	

※直営車は、「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」を収集している（直営台数には予備車及び随時作業車を含む。）。

(2) 収集方法等

ア 燃やせるごみ

台所ごみ等の可燃ごみ収集で、収集方法は、昭和46年8月から全市立会い不要のステーション方式を実施している。

イ 燃やせないごみ

不燃ごみ、焼却不適ごみ収集で、昭和49年10月から実施している（平成5年3月までは大型ごみを含む）。

ウ びん・缶・ペットボトル

平成10年10月（南区は8月）から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を実施している。集めた資源物は、2か所の資源選別センター（東区中沼・南区真駒内）において、材質や色別に選別され、それぞれの再生工場で再商品化されている。

また、資源物として収集したびんと缶の売却収入により積み立てたリサイクル推進基金から生じる運用益を活用して、ごみ減量・リサイクルの普及啓発や市民のリサイクル活動の支援を行っている。

エ 容器包装プラスチック

平成12年度からの容器包装リサイクル法の全面施行に伴い、平成12年7月（東区は4月）から、容器包装プラスチックの分別収集を開始した。集めたプラスチックは、中沼プラスチック選別センターで

不適物を除去し、圧縮・梱包した後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者に引き渡している。

オ 雑がみ

平成 21 年 7 月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、雑がみ収集を実施している。集めた雑がみは、10 か所の民間施設及び中沼雑がみ選別センター（東区中沼）等において、再生紙及び固形燃料の原料として再資源化されている。

また、平成 23 年 4 月から、新聞、雑誌、ダンボールは、雑がみの対象から外して集団資源回収または回収拠点等を利用することとし、やむを得ずごみステーションに出す場合は燃やせるごみとして排出することとした。

カ 枝・葉・草

平成 21 年 7 月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、枝・葉・草収集を実施している。集めた枝・葉・草は、今後の有効利用に向けた実証試験として山本処理場（厚別区山本）において堆肥化等されている。

また、平成 23 年度からは、「札幌市定山溪地域バイオスタウン構想」に基づき、収集量の一部を定山溪にある民間の生ごみ堆肥化施設に搬入して、循環利用を行っている。

キ 大型ごみ

平成 5 年 4 月から大型家具類などの粗大ごみ収集を実施していたが、平成 9 年 10 月からは申し込みによる戸別収集、平成 10 年 1 月からは有料制を実施し、10 月からは木製家具等のリユース収集も実施している。

令和 5 年 11 月からはインターネット受付による収集を行っている。

ク 地域清掃ごみ

町内会清掃ごみや不法投棄ごみ等の収集を、住民からの連絡等によりその都度実施している。

ケ 使用済み乾電池

昭和 59 年 2 月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された使用済みの筒型乾電池を収集している。令和 3 年 10 月から、排出機会拡大による適正排出の促進を図るため、週 1 回のびん・缶・ペットボトルの日に別袋で使用済みの筒型乾電池を収集するよう変更した。収集した筒型乾電池は、昭和 61 年度から（公社）全国都市清掃会議の使用済の筒型乾電池広域回収処理事業を活用し広域回収・処理センターである野村興産㈱イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和 5 年度の収集実績は 366.01 t である。

コ 廃スプレー缶

平成 15 年 11 月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された廃スプレー缶を収集している。「燃やせないごみの日に、別袋で、穴を開けて排出する」方法から、「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更した際の排出状況等を調査するため、平成 28 年 4 月から清田区をモデル地区とした検証実験を実施し、平成 29 年 7 月から排出ルールを全市で変更した。

収集したスプレー缶はリサイクル処理を委託している。

令和 5 年度の収集実績は 484.08 t である。

サ 廃蛍光管

平成 16 年 10 月から、家電量販店や小規模電気小売店の協力を得て、店頭で廃蛍光管の拠点回収を行っている。収集した蛍光管は、（公社）全国都市清掃会議の廃蛍光管広域回収処理事業を活用して、広域回収・処理センターである野村興産㈱イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和 5 年度の収集実績は 105.86 t である。

シ 動物の死体処理

道路等に遺棄された犬・ねこ等の死体処理は、市民からの通報等により委託業者が収集し、動物管理センターで焼却処理している。

令和5年度の処理件数は3,686件である。

(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

平成21年7月から、要介護者や障がい者で一定の要件に該当する方に対して、玄関先からのごみの収集や大型ごみを家屋内から運び出して収集する支援事業を行っている。

平成26年4月からは、対象要件を拡大して実施しており、希望者には、収集の際に、声掛けによる安否確認も実施している。（平成24年10月から平成26年3月までは西区でモデル事業として実施した。）

平成29年4月からは、事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を対象要件に追加している。

平成31年3月からは、ごみ出しが困難な年齢にある児童や障がい児がいる世帯への利用を緩和している。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
さわやか収集件数	4,383	4,713	5,062	5,218	5,060

(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討

ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、平成22年度に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、ごみ収集等に関する現状や課題を把握するための意識調査及び他都市調査、戸別収集や小規模ごみステーション方式を実施した場合に必要な車両台数や経費等を推計するためのシミュレーション調査などを実施した。

平成23年度は、この調査結果等を踏まえ、家庭ごみの収集方法等に関するあり方を検討することを目的に、第三者委員会である「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」を設置した。委員会では、平成24年2月に、ごみステーションの管理負担軽減や、さわやか収集のあり方に関する対応策などをまとめた最終報告を作成した。

これを踏まえ、札幌市では、「今後の家庭ごみ収集方法等の見直しに向けての方針」を定め、ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組、共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組、さわやか収集制度の見直し等を行った。

ア ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組

平成24年度から平成29年度まで、排出状況が特に悪いごみステーション4,241か所を特定し、町内会と協力して3,563か所を改善した。

イ 共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組

平成28年10月から平成29年3月まで「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」会員の共同住宅管理会社と「共同住宅ごみ排出マナー改善重点指導実施プロジェクト」を実施した。

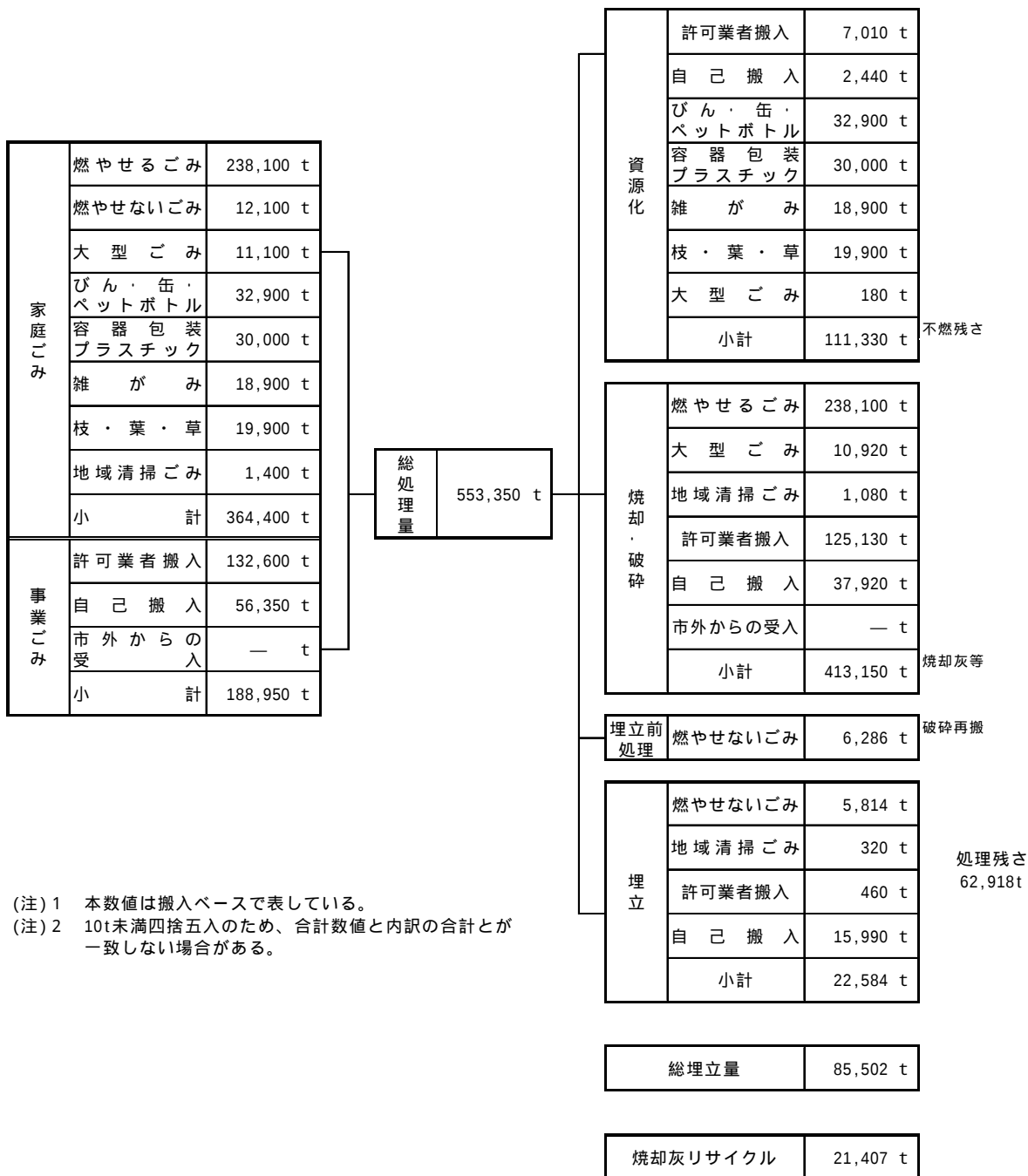
ウ さわやか収集制度の見直し

平成26年4月から、従来の対象要件である「介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上」に、「介護保険の要支援1・2または障害支援区分1・2で、世帯内の一人以上がホームヘルプサービスを利用していること」「障害福祉サービスの同行援護を利用していること」を追加して要件を緩和するとともに、希望者には安否確認を行うこととした。

(5) 処理処分計画

令和6年度のごみ総処理量は553,350tと推計している。3清掃工場で413,150t(74.7%)を焼却処理するほか、ごみ資源化工場・資源選別センター・プラスチック選別センター・雑がみ選別センター等で111,330t(20.1%)を資源化、埋立前処理として3破砕工場で6,286t(1.1%)を破砕、残余22,584t(4.1%)については山本処理場等2か所の最終処分場で埋立処分する計画である。また、最終処分場の延命化と焼却灰の再資源化を目的として、焼却灰リサイクルを21,407t実施する予定である。

(令和6年度ごみ処理計画)



(注) 1 本数値は搬入ベースで表している。
(注) 2 10t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(6) 試験調査実施計画

処理施設の適正な維持管理と生活環境の保全を目的として、次の試験検査を行う。

ア 水質（一般水質及び重金属ほか）検査関係

(ア) 最終処分場の原水、流入水、放流水及び周縁地下水の検査を行う。

(イ) クリーンセンターのし尿の検査を行う。

(ウ) 清掃工場の放流水の検査を行う。

イ ごみ質分析関係

清掃工場ピットごみの組成（9分類）、3成分分析、発熱量測定を行う。

ウ 排ガス測定関係

清掃工場の排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀の測定を行う。

エ 焼却灰等検査関係

清掃工場の焼却灰、飛灰について重金属分析を行う。

オ その他

処理施設維持管理上の各種調査を行う。

(7) 自己搬入

一般廃棄物及び市が処分する産業廃棄物について、排出者自らの運搬により処理施設（清掃工場・破碎工場・ごみ資源化工場・埋立処分場）へ搬入された廃棄物を受入している。不適切な搬入の防止及びごみの減量を図るため、平成16年度から埋立地に、平成21年度からは清掃工場・破碎工場に搬入指導員を配置している。

一般廃棄物処理手数料（令和6年4月1日現在）

手数料の種類	取扱区分	手数料額
焼却手数料	清掃工場・破碎工場	200 円 /10kg
	ごみ資源化工場	130 円 /10kg
埋立手数料	埋立処分場	200 円 /10kg

産業廃棄物処分費用（令和6年4月1日現在）

取扱区分	分類	処分費用額
清掃工場・破碎工場		201.3 円 /10kg
ごみ資源化工場		130.1 円 /10kg
埋立処分場	廃石綿等以外	200 円 /10kg ※
	廃石綿等	360 円 /10kg ※

※埋立処分場では、上記処分費用と併せて10 円/10kg の循環資源利用促進税を徴収。

3 し尿処理

本市の一般し尿収集作業は、委託により実施している。

(1) し尿収集計画

ア 要収集対象と収集計画量

全 市		要収集世帯		要収集率	収集量	日量	1人1日当 たり排泄量	稼働日数
人 口	世 帯	人 口	世 帯					
1,969,004人	990,375世帯	5,808人	2,856世帯	0.29%	14,860kL	61.2kL	5.65L	243日

収集量には工事現場等の仮設便所も含むが、1人1日当たり排泄量では除外している。

人口は令和6年4月1日現在の推計である。

イ 収集体制

委託収集	14,860kL	100%
------	----------	------

(2) し尿収集方法

本市の収集方法は申込み制を採用し、電話で受付けをしている。

ア 申込みによる収集

クリーンセンターの専用電話で受付し、くみ取り申込書を作成している。

申込書は、5枚複写で内3枚はセンター、受付け、作業責任者の控えとし、くみ取り済み書はくみ取り世帯に、残りの1枚はくみ取り手数料収納事務のため、処理場管理事務所に送付している。くみ取り手数料は1単位(27L)につき350円(令和2年4月1日料金改定)、工事現場等で使用する仮設トイレは650円(令和2年4月1日料金改定)である。

イ 外交による収集

収集作業の効率向上を図るため、収集場所付近の世帯の収集も併せて行っている。

(3) 浄化槽

市内には、478基の浄化槽が設置されており、それにかかわる汚泥・汚水及びビルピット汚泥(し尿を含むもの)を合わせた浄化槽汚泥の処理計画量は下表のとおりである。

なお、これらの汚泥の収集は、本市の許可業者が実施している。

(4) 処理計画

石狩市及び当別町のし尿及び浄化槽汚泥は、石狩市のし尿処理施設で処理してきたが、当該施設の老朽化に伴い両市町から本市に対して受け入れの協議申し入れがあり、本市としては、道内連携の推進、既存施設(札幌市クリーンセンター)の有効活用に貢献できることから、平成28年10月1日から受け入れを行うこととした。

令和6年度の一般し尿等の総収集量を、26,317kLと推計し、これをクリーンセンター(処理能力100kL/日)でし渣(し尿のごみ)を除去後、水で希釈し、手稲水再生プラザにポンプ圧送する。

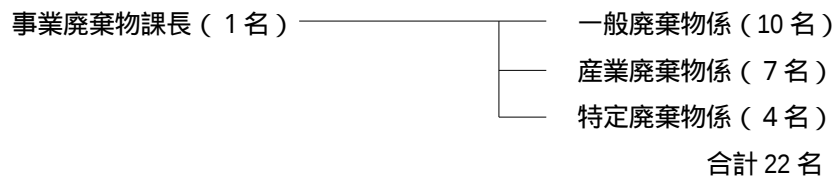
(令和6年度し尿処理計画)

一般し尿		14,782kL/年
水洗し尿		242kL/年
浄化槽汚泥		2,850kL/年
石狩市・当別町受入		8,443kL/年

総収集量
26,317kL/年

4 事業系廃棄物

(1) 監視指導体制



(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況

ア 排出抑制及び資源化の促進

(ア) 事業者に対する指導

事業系廃棄物の適正処理・排出抑制・再利用の促進に向けて、５名の事業ごみ指導員が立入指導や普及啓発を行っている。

事業の用に供する部分が 500m² 以上又は３階以上の建築物を新設又は増築する場合には、事業者より「事業系廃棄物保管場所等設置計画書」の提出を受け、適切な廃棄物保管場所面積の確保に努めている。

事業の用に供する部分が 1,000m² 以上の大規模建築物の所有者からは、毎年「事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書」の提出を受けており、そのデータや立入開封調査の結果を元に、個々の大規模建築物について、廃棄物の排出状況やリサイクル余地等を解析（診断）し、処理費用削減効果等と合わせて事業者に提示する「見える化支援」を行うことにより、事業者の具体的なリサイクル活動を促進している。

小規模事業所については、各事業所からの排出量が少ないためにリサイクルが進みづらい状況にあり、この課題の解消に向けて、商店街等地域団体単位でリサイクルを行う「商店街古紙回収事業」を行っている（令和６年４月１日時点で市内４区５地区８商店街）。

事業系ごみ排出量は、ここ数年新型コロナウイルス感染症による影響で減少傾向を示しているが、今後も継続的な指導や普及啓発に取り組んでいく。

保管場所に対する指導実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象建築物数	133 件	87 件	90 件	96 件	65 件

大規模事業所に対する指導実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
対象事業所数	4,567 件	4,625 件	4,609 件	4,611 件	4,592 件
減量計画書提出事業所数	4,274 件	4,075 件	4,294 件	4,295 件	4,242 件
減量計画書提出率	93.6%	88.1%	93.2%	93.1%	92.4%
(参考)事業系ごみ排出量	218,937t	194,430t	177,422t	189,240t	187,949t

大規模事業所における資源化の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)
資源物	古紙	70,614	64.9	65,223	66.3	71,601	64.9	72,231	65.5	61,569	60.7
	びん・缶・ペット	12,121		8,803		9,807		9,853		10,178	
	資源化ごみ	9,318		7,582		6,989		5,864		6,052	
	生ごみ	25,696		20,545		20,086		16,687		16,153	
一般ごみ		63,769	35.1	51,750	33.7	58,553	35.1	55,117	34.5	60,922	39.3
合 計		181,518	100.0	153,903	100.0	167,036	100.0	159,752	100.0	154,874	100.0

排出量は事業者からの報告によるもの。数値は作成時点での集計値。

事業ごみ指導員による不適正排出事業者指導

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不適正排出事業者指導件数 (うち家庭ごみステーションへの 不適正排出指導件数) 同案件への重複指導を除く	25 件 (3 件)	12 件 (8 件)	5 件 (2 件)	11 件 (8 件)	6 件 (6 件)

(イ) 収集体制の効率化

事業系一般廃棄物の減量、再資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持し、より効果的な収集体制の整備を図っていく。

(ウ) 事業系紙ごみの資源化

事業系ごみの中の紙ごみの分別の徹底を図り、「古紙回収協力店制度」をはじめ、古紙回収業者等による回収及びごみ資源化工場での固形燃料化を促進する。

(エ) 事業系生ごみの資源化

病院、学校、ホテル、デパート・スーパー等から排出される良質な生ごみについて、4か所の生ごみリサイクルセンターを活用し、飼・肥料材への再生処理を促進する。

(オ) パンフレット、ホームページ等による普及啓発

事業者向けに「オフィス・店舗向け 事業ごみ分別・処理ガイドブック」やホームページ、「見える化支援」などで、廃棄物の適正な処理方法、分別の仕方について周知していく。

イ 処理状況

(ア) 事業系一般廃棄物の許可業者による収集運搬量と処理方法（令和５年度）

許可収集運搬量 (（一財）環境事業公社) 153,972 t		市処理量		133,835 t
		資源化 1)		3,587 t
		焼却・ 破碎		129,959 t
		埋立		289 t
		木くずチップ化量 2)		
収集事業所数 (収集箇所数) 34,648 件				
		生ごみ再生処理量 3)		
		18,245 t		
		びん・ 缶・ ペットボトル再生処理量 4)		
許可(抜根伐採物限定) 収集運搬量 8,634 t		市処理量		7,456 t
		焼却・ 破碎		6,003 t
		埋立		1,453 t
		木くずチップ化量 2)		
		1,165 t		
		木くず等堆肥化量 5)		
		13 t		

(注) 1 紙くず等の固形燃料化

2 ごみ資源化工場

3 札幌飼料化リサイクルセンター

定山溪環生舎

環生舎

4 中沼資源選別センター

駒岡資源選別センター

5 定山溪環生舎

北) 篠路町福移 153 篠路清掃工場敷地内

東) 中沼町 45 リサイクル団地内

南) 定山溪 896

石狩市新港中央 2 丁目 757-11

東) 中沼町 45 リサイクル団地内

南) 真駒内 602 駒岡清掃工場隣接

南) 定山溪 896

(イ) 一般廃棄物処理施設数（設置許可施設数）（令和６年３月３１日現在）

市) 焼却施設	3	びん・ 缶・ ペットボトル選別施設	2
市) 破碎施設	3	ペットボトル破碎施設	1
市) 管理型最終処分場（埋立地）	2	チップ化施設（移動式）	11
市) 固形燃料化施設（紙くず等）	1	家電テレビ・ パソコン選別破碎施設	1
市) チップ化施設（木くず）	1	生ごみ等リサイクル施設	4
市) 雑がみ選別施設	1	自動車用タイヤ破碎施設	1
市) 不燃物破碎施設	1	焼却施設	2
市) プラスチック選別施設（容器包装）	1		
計			35

(ウ) 一般廃棄物（抜根伐採限定）収集運搬許可業者数（令和６年３月３１日現在）

159

(3) 浄化槽

ア 設置状況（令和 6 年 3 月 31 日現在） 注：（ ）内は個人住宅への設置分

	単独処理	合併処理	計		単独処理	合併処理	計
中央区	4(4)	14(6)	18(10)	豊平区	1(0)	11(6)	12(6)
北区	8(5)	70(41)	78(46)	清田区	12(4)	12(1)	24(5)
東区	9(7)	43(27)	52(34)	南区	42(34)	174(119)	216(153)
白石区	5(3)	27(8)	32(11)	西区	2(1)	7(2)	9(3)
厚別区	2(2)	10(2)	12(4)	手稲区	2(1)	23(12)	25(13)
				全市計	87(61)	391(224)	478(285)

イ 許可・登録業者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

浄化槽清掃業 21

浄化槽保守点検登録業 29

ウ 重点指導項目

(ア) 立入指導、定期検査、維持管理状況報告を徴収するなどの監視指導を行う。

(イ) 浄化槽設置者に対し、保守点検業者との書面契約を促進するなど、適正な維持管理の指導を行う。

(4) 自動車リサイクル法

年間約 330 万台排出される使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために自動車リサイクル法に基づく処理がされている。

許可・登録業者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

引取業 204

フロン類回収業 57

解体業 26

破砕業 3

(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況

ア 第 5 次札幌市産業廃棄物処理指導計画

(ア) 計画概要

a 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

b 基本目標

市民、事業者、処理業者及び行政が協働しながら、第 2 次札幌市環境基本計画で掲げる「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を目指します。

c 基本方針

(a) 基本方針 1 再生利用及び適正処理の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、産業廃棄物の再生利用を促進し、可能な限り最終処分を抑制します。また、排出された産業廃棄物については、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を推進します。

(b) 基本方針 2 社会変化に対応した処理体制の推進

震災や豪雨等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢による影響等、様々な社会環境の変化は、廃棄物処理においても大きな影響を及ぼすものと考えられますが、

このような状況下においても対応できる廃棄物処理体制を推進します。

(イ) 計画目標

a 最終処分量の削減

令和 12 年度の最終処分量を平成 30 年度の 10.8 万トンから 0.8 万トン減の 10 万トン以下に削減する。

b 再生利用の推進

令和 12 年度の再生利用率を平成 30 年度の 79.8%から 1.2 ポイント増の 81%以上に増加する。

(ウ) 実施計画の内容

a 施策 1 再資源化の推進

(a) 建設系廃棄物選別施設の活用

(b) 札幌市リサイクル団地の処理施設整備

b 施策 2 立入指導及び普及啓発

(a) 建設工事現場等の排出事業場への立入指導

(b) 処理施設等への立入指導

(c) 適正処理等に係る普及啓発

c 施策 3 手続き等の電子化の推進及び情報提供

(a) 電子化の推進

(b) 産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供

d 施策 4 循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討

(a) 市域内処理のあり方を検討

(b) 札幌市が受け入れている産業廃棄物の見直し

(c) 市内処理施設による再生利用の推進

e 施策 5 不法投棄等の防止対策の推進

(a) 不法投棄パトロール

(b) 市民及び事業者との協力体制の推進

f 施策 6 特別管理産業廃棄物の適正処理

(a) P C B 廃棄物の期限内処理の推進

(b) 感染性廃棄物の適正処理

(c) 廃石綿等の適正処理

g 施策 7 災害廃棄物処理体制の充実

(a) 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し

(b) 関係団体等との連携

(c) 災害対応事例の収集と対応の検討

h 施策 8 社会環境の変化への対応

(a) 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討

(b) 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査

(c) 気候変動対策の推進

イ 処理状況

(ア) 排出事業所数〔令和3年経済センサス（速報集計）〕

業 種	建設業	製造業	卸売・小売業	不動産・物 品賃貸業	宿泊・飲食 サービス業	医療・ 福祉	その他	計
事業所数	6,918	2,326	16,376	7,210	8,354	7,633	23,053	71,870

(イ) 産業廃棄物種類別排出量（平成30年度）（単位：千トン）

産業廃棄物の種類	排出量
金属くず	28（1.0%）
廃プラスチック類	84（2.9%）
ガラス・コンクリート・陶磁器くず （うち廃石膏ボード）	128（4.4%） （16（0.5%））
がれき類	449（15.4%）
汚泥	2,044（69.9%）
その他	191（5.9%）
計	2,924（100%）

(ウ) 処理業許可業者数（令和6年3月31日現在）

	産業廃棄物許可業者	特別管理産業廃棄物許可業者
収 集 運 搬	49	16
中 間 処 理	43	1
最 終 処 分	1	0

(I) 産業廃棄物処理施設数（設置許可施設数）（令和6年3月31日現在）

《中間処理施設》

	施設数
汚 泥 の 脱 水 施 設	4
汚 泥 の 乾 燥 施 設	2
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	1
廃酸、廃アルカリの中和施設	1
廃プラスチック類の破砕施設	4
木くず・がれき類の破砕施設	21
焼 却 施 設	1

《最終処分施設》

	施設数
安 定 型 最 終 処 分 場	1
管 理 型 最 終 処 分 場	6

合 計 41 施設

ウ 大規模震災等の発生時における協力体制

平成26年2月に小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、大規模震災等の発生時における相互協力体制を構築した。協定締結団体数はその後令和元年度から令和2年度にかけて拡大し、令和2年12月には上記団体に恵庭市、岩見沢市、千歳市、南幌町、長沼町、由仁町及び南空知公衆衛生組合を加えた全14団体に同協定を再締結した。

また、平成26年3月に公益社団法人北海道産業廃棄物協会（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会）と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結し、大規模災害時に市内外の民間産業廃棄物処理業者の協力を得る体制を構築した。

(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、令和 5 年度は 552 件の立入調査を実施し、適正な保管と処分を指導している。

感染性廃棄物や廃石綿等（アスベスト）については、現場への立入調査等を実施して適正に処理させている。

(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策

不法投棄や野外焼却などの不適正処理に対しては、他部局、警察及び近隣市町村と連携しながら対応を行っており、今後とも厳しい指導を進めていく。

ア 不法投棄の状況

令和 5 年度の不法投棄発生件数は 565 件であり、過去最大の件数となった平成 18 年度の 1,855 件と比較すると約 7 割減少している。主な投棄物はタイヤ、テレビ、冷蔵庫などであり、投棄者が特定できた場合には警察に通報し、捜査を依頼している。特に、テレビや冷蔵庫等の家電リサイクル法対象品目の投棄台数は、令和 5 年度は 329 台であり、過去最大の台数となった平成 18 年度の 5,541 台に比べると大幅に減少しているものの、非常に多くの不法投棄がなされている。

イ 不法投棄防止対策

不法投棄監視指導員 4 名が車両 2 台により市内を巡回し、不法投棄情報に基づく調査、不法投棄者の発見・指導、不法投棄防止に関する啓発活動を行うほか、ヘリコプターによる空からの監視を行っている。夜間や土日・祝日については警備会社への委託による監視パトロールを行っている。不法投棄多発地帯には、パトロールの重点実施に加えて、監視カメラの設置やその土地所有者に対して不法投棄防止啓発用幟旗の提供等を行っている。また、平成 17 年度からは市民の協力を得て不法投棄を監視するため札幌市不法投棄ボランティア監視員（令和 5 年度末現在 312 名）を委嘱しているほか、平成 22 年度からは事業者の協力を得て不法投棄を監視する協定の締結を推進しており、行政、市民、事業者の協働による不法投棄されない環境づくりを進めている。

ウ 野外焼却について

野外焼却については、日常の監視パトロールの中で指導を行っている。令和 5 年度の野外焼却指導件数は 65 件である。平成 13 年 4 月の廃棄物処理法の改正により野外焼却は、改善命令などを経ることなく直接罰することができることとなったことから、悪質な場合は警察に通報している。

5 車両整備

清掃事業に欠かせない清掃車両の安全な運行を行うため、計画的かつ効率的な車両整備を実施している。

また、効率的な業務の遂行には清掃車両の稼働率の維持は不可欠であり、各清掃事務所に整備管理者を配置することで、保有車両のコンディションを維持しており、突発的な故障時にも迅速に修理対応を行うことで、稼働台数を確保している。

なお、車両修繕は、平成 24 年 4 月の整備工場閉鎖以後、軽易な修理・交換及び架装部分の定期点検を除き外注整備としている（車検・法定点検及びシャシ・板金塗装等）。

(1) 清掃車両整備計画（令和 6 年度）

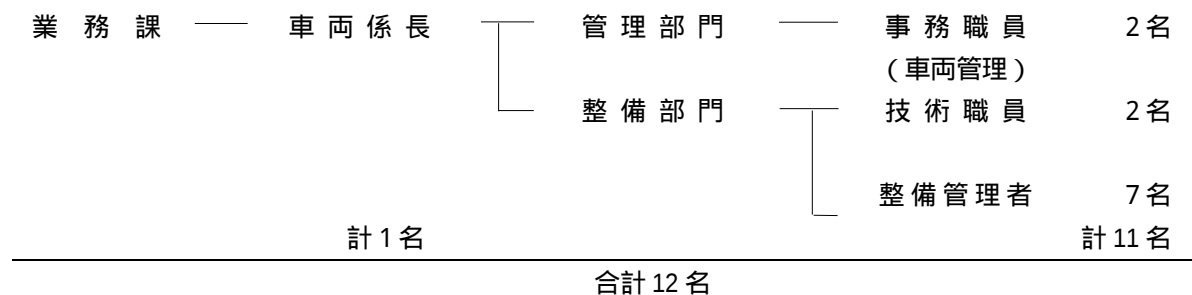
（単位：台）

整備区分 \ 自家・外注区分	自 家 整 備	外 注 整 備	計
車 検	-	131	131
定 期	570	274	844
計	570	405	975

（整備対象車は、ごみ収集車両 71 台・その他車両 72 台の計 143 台）

（定期整備のうち、自家整備 570 台は、ごみ収集車の架装装置 1 か月点検であり延べ台数を示す。）

(2) 整備作業体制



6 施設整備

(1) 清掃工場等建設・整備

本市のごみ焼却施設は昭和 46 年に発寒第二清掃工場、昭和 49 年に厚別清掃工場、昭和 55 年に篠路清掃工場、昭和 60 年に駒岡清掃工場、平成 4 年に発寒清掃工場、平成 14 年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成 14 年に廃止された。また、平成 21 年 7 月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成 23 年 3 月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の 3 工場で日量 2,100 トンとなっており、大型ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破碎施設が稼働している。

これらの清掃工場において焼却により発生する熱は、場内の暖房・給湯・ロードヒーティング等を始め、自家発電にも利用され、余剰電力は電力会社に売却している。ほかには、地域暖房・保養センター等への外部熱供給としても利用されている。

また、循環型社会の形成を目指しリサイクル施設の整備を行っており、平成 2 年に廃木材・紙類などで固形燃料を生産するごみ資源化工場を北区篠路、平成 10 年に「びん・缶・ペットボトル」を選別する資源選別センターを（一財）札幌市環境事業公社の事業として東区中沼・南区真駒内の 2 か所、平成 12 年に「容器包装プラスチック」を選別するプラスチック選別センターを東区中沼、平成 21 年に「雑がみ」を選別する雑がみ選別センターを東区中沼に竣工した。また、平成 21 年より山本処理場の埋立終了区画の一部を枝・葉・草資源化ヤードとして整備し、「枝・葉・草」のリサイクルに向けた試験運用を行っている。

現在稼働している 3 清掃工場の中で、最も年数が経過し、老朽化が進んでいる駒岡清掃工場について、令和 7 年度の新清掃工場稼働を目標とした更新事業を進めている。同様に老朽化が進んでいる篠路破碎工場についても、令和 10 年度の新破碎工場稼働を目標として、白石清掃工場に併設して更新する事業を進めている。

駒岡清掃工場更新事業及び白石破碎工場更新事業は、新工場の設計・建設及び運営・維持管理（20 年間）を民間事業者に包括的に委託する D B O 方式により実施する。

なお、既存の施設については適正なごみ処理を行うため、計画的に老朽化した部分の改修等を実施している。

(2) ごみ埋立処分場造成・整備

本市のごみ埋立処分場は、現在、手稲山口の山口処理場と厚別町山本の山本処理場があり、清掃工場から排出される焼却灰やリサイクルできない不燃物などの埋立処分を行っている。今後も安定した埋立処分を継続するため、ごみ減量・リサイクルを進めて既存埋立処分場の延命化を図るとともに、計画的な用地取得や整備などにより、埋立容量を確保していく必要がある。

埋立ごみ量の減少に伴い、平成 12 年度以降の埋立処分場造成は先送りしていたが、山本処理場の既存埋立区画の残存容量が残り少なくなってきたため、平成 16 年度から山本処理場山本東地区において基盤整備に着手し、平成 22 年度から新たな埋立区画の貯留施設造成を再開した。当該地区の造成は平成 27 年度に完了し、現在は山本処理場東米里西地区の基盤整備を行っている。山本、山口の次の埋立地として（仮称）北部事業予定地での埋立処分場の建設を進めており、令和 4 年度から工事を開始した。

また、既存の埋立処分場においては、埋立の進捗状況に合わせて、築堤嵩上げ等の整備を行っている。

7 令和6年度清掃事業関係予算

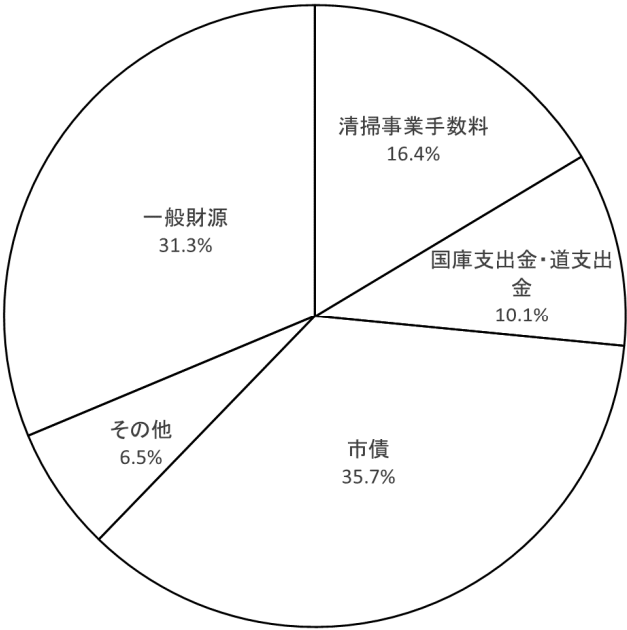
(1) 歳入歳出額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
分 担 金 及 び 負 担 金	103,475	ご み 処 理 費	15,023,846
環境費使用料・環境庁舎施設等使用料	15,391	清 掃 車 両 等 管 理 ・ 購 入 費	433,229
環 境 費 手 数 料 ・ 清 掃 事 業 手 数 料	7,682,057	ご み 処 理 施 設 等 建 設 ・ 整 備 費	26,165,971
(家庭ごみ処理手数料)	3,635,795	(ご み 処 理 費 計)	41,623,046
(ごみ処分手数料)	3,802,397		
(し尿処理手数料)	226,203	し 尿 処 理 費	389,478
(その他)	17,662	(し 尿 処 理 費 計)	389,478
国 庫 支 出 金 ・ 環 境 費 交 付 金	4,739,736		
道 支 出 金	1,107	(清 掃 事 業 費 計)	42,012,524
財 産 収 入	81,243		
(貸家料)	16,155	職 員 費 ・ 職 員 給 与 (清 掃 関 係 職 員 分)	4,796,861
(貸地料)	57,222		
(生産物売払収入)	7,866		
特 別 会 計 繰 入 金 ・ 基 金 会 計	6,643		
基 金 繰 入 金	200,000		
(まちづくり推進基金)	200,000		
延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 ・ 過 料	169		
受 託 事 業 収 入 ・ 清 掃 受 託 金	71,534		
環 境 費 雑 入	2,548,153		
(資源物リサイクル事業収入)	1,124,257		
(清掃事業収入)	1,405,655		
(環境その他雑入)	18,241		
市 債	16,711,000		
特 定 財 源 計	32,160,508		
一 般 財 源	14,648,877		
一 般 財 源 計	14,648,877		
合 計	46,809,385	合 計	46,809,385

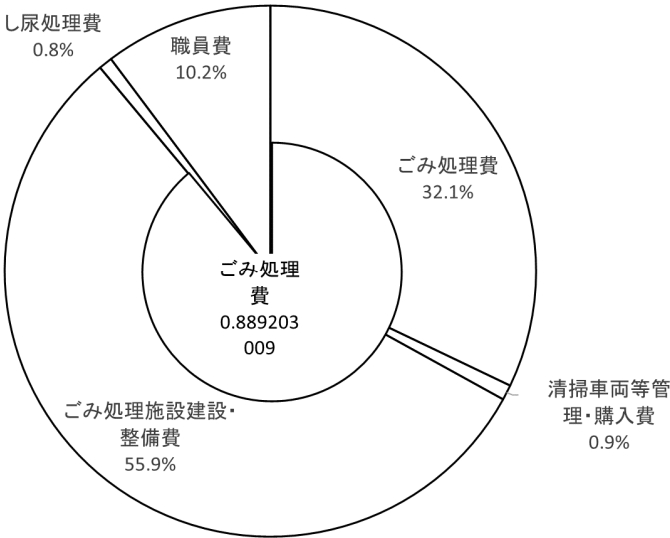
(当初予算額)

< 歳入の割合 >



その他内訳	3,026,608	6.47%
環境費雑入	2,548,153	5.44%
使用料	15,391	0.03%
財産収入	81,243	0.17%
基金	206,643	0.44%
過料	169	0.00%
清掃受託金	71,534	0.15%
負担金	103,475	0.22%

< 歳出の割合 >



(2) 歳入歳出予算額の推移

①歳入予算額

		(単位：千円)										
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境費手数料・清掃事業手数料	料	8,125,663	7,636,279	7,841,965	7,575,941	7,701,318	8,023,592	8,041,346	7,726,043	7,922,685	8,084,011	7,682,057
家庭ごみ処理手数料	料	3,553,763	3,298,823	3,542,488	3,281,135	3,311,099	3,489,406	3,464,713	3,520,847	3,689,289	3,715,899	3,635,795
ごみ処理手数料	料	4,386,292	4,148,895	4,091,818	4,098,544	4,186,465	4,314,774	4,342,417	3,990,435	4,002,761	4,131,229	3,802,397
し尿処理手数料	料	170,742	175,294	191,956	181,104	189,708	203,186	217,747	197,593	215,234	221,311	226,203
その他の	料	14,866	13,267	15,703	15,158	14,046	16,226	16,469	17,168	15,401	15,572	17,662
国庫支出金・道支出金		41,932	45,254	13,560	13,554	46,992	4,950	7,104	101,514	1,025,313	5,735,799	4,740,843
その他の		2,150,018	2,556,220	2,514,276	2,234,797	2,433,344	2,403,839	2,280,919	4,764,714	2,232,369	2,544,679	3,026,608
市債		2,672,000	3,197,000	2,459,000	2,216,000	2,913,000	2,565,000	2,594,000	2,697,000	5,247,000	13,224,000	16,826,000
一般財源		10,317,391	10,230,073	9,497,816	9,915,909	9,273,274	8,905,119	9,180,097	6,849,063	11,536,282	13,392,727	14,763,877
合計		23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,334	27,963,649	42,981,216	47,039,385

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。

※一般財源には前年度からの繰越金を含む。

②歳出予算額

		(単位：千円)										
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理費	費	17,604,375	17,863,819	16,884,326	16,552,843	17,068,392	16,602,977	16,842,365	16,974,247	22,886,170	37,867,159	41,853,046
ごみ処理費	費	11,657,608	11,689,071	11,985,372	11,856,427	11,874,038	12,125,558	12,034,707	11,863,808	13,032,245	14,542,485	15,023,846
清掃車両等管理・購入費		504,694	388,577	359,245	340,265	365,035	398,772	385,092	379,596	442,976	304,594	471,229
ごみ処理施設等建設・整備費		5,442,073	5,786,171	4,539,709	4,356,151	4,726,319	4,054,647	4,422,566	4,730,843	9,410,949	23,020,080	26,357,971
その他のごみ処理関係費		0	0	0	0	103,000	24,000	0	0	0	0	0
し尿処理費	費	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	375,483	379,024	389,478
し尿処理費	費	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	375,483	379,024	389,478
職員費・職員給与(清掃関係分)		5,439,022	5,520,582	5,081,849	5,045,287	4,950,966	4,944,076	4,896,346	4,788,033	4,701,996	4,735,033	4,796,861
合計		23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,334	27,963,649	42,981,216	47,039,385

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。